

今月のコンテンツ

〔 経営のお役立ち情報 〕

- I. 年末調整の留意点
- II. 住宅取得特別控除
- III. NISA

〔 今月のトピックス 〕

- ・ 国税庁情報ミニコーナー
- ・ 今月のブックマーク
- ・ 早期経営改善計画策定事業

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFG M&A エルエ株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL (06) 6538-0872

FAX (06) 6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

Ⅰ 年末調整の留意点

— 基礎的事項・改正事項 —

本年も年末調整の時期となりました。年末調整の基本的事項及び改正事項について確認したいと思います。

■ 年末調整の必要性に関して

給与の支払者（会社又は個人事業主）は毎月の給与の支払時に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をして納付することになっていますが、源泉徴収をした税額の1年間の合計金額は給与を受給する人の年間の給与総額に関して納めなければならない税額と一致しないのが通常です（注1）。従って、その差額を調整し、1年間の税額を確定することが年末調整です。

（注1）一致しない理由。

1. 源泉徴収税額表は年間を通して毎月の給与が変動しないものとして作成されていますが、実際には年間の月々で給与の変動があることが多いこと。
2. 年の途中で控除対象扶養親族の人数に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、1月に遡って各月の源泉徴収税額を修正することは実務では行わないこと。
3. 生命保険料や各種保険料の所得控除は年末調整で控除することとされていること等があります。

■ 年末調整の「対象」となる人

年末調整は「原則」として給与の支払者（会社又は個人事業主）に対して、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、「扶養控除等（異動）申告書」と言います）を提出している人の全員について行います。しかし、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。具体的には次のページの表のとおりです。

年 末 調 整	
対象となる人	対象とならない人
① 1年を通じて勤務している人 ② 年の途中で就職し年末まで勤務している人 ③ 年の途中で退職した人のうち、次の人 ・死亡により退職した人 ・12月中に支給期の到来する給与を受けた後に退職した人 ・その他 ④ 年の途中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により非居住者となった人	① 左欄に掲げる人の内、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円超の人 ② 2か所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人 ③ 年の途中で退職した人で左欄の③に該当しない人 ④ 非居住者

■改正事項

1. 未成年判断基準

これは税法での改正ではありませんが、民法改正により未成年の定義が18歳未満になりました。

2. 住宅借入金等特別控除に特例特別特例取得が追加

特別特例取得の内、40㎡以上50㎡未満に該当するものが追加されました。

3. 給与支払報告書提出枚数

市町村への提出枚数が2枚から1枚に変更になりました。

4. 控除証明書の電子データ提出の適用範囲の拡大

令和2年以降、申告書類の電子化要件が緩和されてきております。令和2年には年末調整で提出する控除証明の内、生命保険、地震保険などの控除証明書、住宅ローン控除証明書などが電子データで提出可能となっていました。令和4年の源泉所得税の税制改正で「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」の控除証明についても電子データでの提出が可能となります。

Ⅱ 住宅取得特別控除

— 令和4年入居分から大きく変わります。 —

1971年のドルショックを引き金に、1ドル360円の固定相場制から変動相場制に移行しました。このドルショックによる不景気に対する経済対策として1972年に「住宅取得控除制度」が導入されました。それは今日のものと違い、住宅の購入後3年間その取得価額の1%相当額を税額控除するものでした。その後、住宅取得に要する借入金に対して所得税から税額控除する制度にかわり、いくつかの改正を経て経済を刺激する政策の一つとして今日に至っています。住宅取得特別控除は令和3年12月31日までに居住の用に供した分で終了する予定でしたが、令和4年度税制改正で令和7年12月31日まで4年間延長がされました。ここでは、今回延長された改正内容についてご説明させていただきます。

■ 控除率の改正と所得要件

令和4年分確定申告や年末調整で、住宅借入金等特別控除の控除率は、令和3年までに居住の方々には1%（平成20年居住で15年控除選択者は0.4%）ですが、令和4年以降に居住され令和4年分以降として確定申告で申告される方は、0.7%の控除率となります（特別特例取得を除く）。これは、昨今の低金利下で1%を下回る金利で住宅ローンを借りられている方が、78%に達していると会計検査院が指摘したことに対応したものです。

また、令和4年以降に居住され住宅借入金等特別控除を受けられる方の所得要件は合計所得金額が2,000万円以下に引き下げられました。令和3年以前に居住されこの特別控除を受けられる分は従来の通りで、令和4年分以降の年末調整や確定申告での所得要件は3,000万円以下であることは変わりありません。

■ 借入限度額と控除期間

入居年が令和4年から令和7年までの間に入居した場合のこの特別控除の借入限度額と控除期間は以下の区分に応じて違います。但し、()内は令和6年と令和7年入居分です

1. 新築・買取再販分について

- (1) 認定住宅は5,000万円で13年(4,500万円で13年)
- (2) 特定エネルギー消費性能向上住宅は4,500万円で13年(3,500万円で13年)
- (3) エネルギー消費性能向上住宅は4,000万円で13年(3,000万円で13年)
- (4) それ以外は3,000万円で13年(2,000万円で10年、但し、令和5年12月31日以前に建築確認を受けたもの、若しくは令和6年6月30日以前に建築されたものであることが条件)

2. 既存住宅分について

- (1) 認定住宅・特定エネルギー消費性能向上住宅・エネルギー消費性能向上住宅は3,000万円で10年(3,000万円で10年)
- (2) それ以外は2,000万円で10年(2,000万円で10年)

3. 特別特例取得

令和2年10月から令和3年9月まで契約した請負契約や、令和2年12月から令和3年11月までに契約した新築又は既存住宅は「新型コロナ税特法」により「特別特例取得」として扱われ、控除率が1%、控除期間は13年、床面積は50㎡以上となります。所得要件については3,000万円以下です。

借入限度額については、認定長期優良住宅や認定低炭素住宅であれば5,000万円、それ以外は4,000万円です。

※買取再販とは、宅地建物取引業者が特定増改築等をした既存住宅を、その宅地建物取引業者の取得の日から2年以内に取得した場合の既存住宅で、特別控除適用者が取得の時点でその既存住宅が新築された日から起算して10年を経過したものであり、この特定増改築に要する費用が譲渡の対価の20%以上(300万円を超える場合は300万円)であることと、その他一定の要件を満たす必要があります。

※認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

※特定エネルギー消費性能向上住宅とは、認定住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋(断熱等性能等級5以上および一次エネルギー消費量等級6以上の家屋)に該当するものとして証明がされたものをいいます。

※エネルギー消費性能向上住宅とは、認定住宅および特定エネルギー消費性能向上住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋(断熱等性能等級4以上および一次エネルギー消費量等級4以上の家屋)に該当するものとして証明がされたものをいいます。

■ その他の適用要件

- ・家屋の床面積又は区分所有部分の床面積が50㎡以上で床面積の1/2以上が居住用であること。但し、合計所得が1,000万円以下の人は、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅については40㎡以上に緩和されています。
- ・既存住宅の築年数要件は令和3年分までは耐火住宅25年、非耐火住宅20年であるのに対し、昭和57年以降に建築された住宅となりました。
- ・借入金は償還期間又は賦払期間が10年以上 等



国税庁情報ミニコーナー

国税のスマホ決済が12月よりできるようになりました。クレジットカードでは金額に応じて手数料を余分に支払わなければなりませんがスマホ決済では不要となります。対象となるアプリは「PayPay」「d払い」「LINE Pay」「メルペイ」「Amazon Pay」の6種類です。

Ⅲ N I S A

ー 2024年スタートの新しいN I S Aもご紹介 ー

そもそもN I S Aとは、投資を行う際の少額投資非課税制度という税制優遇のことです。株式などに投資して利益を得た場合、通常その利益に対して税金がかかります。この税制優遇を使うと非課税で利益を得られる制度です。

■概要

1. 条件

(1) 一人一口座

N I S Aを利用するためには、証券会社、銀行、一部の生命保険会社や運用会社などの金融機関で非課税口座（N I S A口座）を開く必要があります。口座は日本に住んでいる20歳以上の人であれば開設できますが、年に1回しか変更ができません。

(2) 対象

N I S Aで非課税となるのは、N I S A口座を通じて新たに購入した金融商品です。すでに投資をしている人の場合、別の一般口座や特定口座で保有している投資信託などの金融商品をN I S A口座に移すことはできません。

(3) 非課税枠の再利用・繰越

一般的な投資では、都度判断しながら何度も売り買いできます。しかし、N I S Aは毎年の非課税枠が決まっているので、1回売却してしまうと、その年は売却分の非課税枠を使えなくなってしまう。従ってN I S Aは短期売買には向いていないと指摘される方もいらっしゃいます。また1年間で40万円しか使わなかったから80万円翌年に繰り越して200万使えるわけではありません。毎年120万円が上限となります。

2. 種類

	一般N I S A	つみたてN I S A	ジュニアN I S A
対象者	日本在住の成人	日本在住の成人	日本在住の未成年
非課税枠	年間120万円	年間40万円	年間80万円
非課税期間	最長5年間	最長20年間	最長5年間
期限	2023年	2042年	2023年

商品	株式、E T F（上場投資信託）、投資信託を中心とした金融商品。国内の投資信託で 6,000 種類以上、外国株式も含む	金融庁が選定した投資信託（公募株式投資信託と E T F）に限られる	一般 N I S A と同じ
メリット	・いつでも引き出すことができる	・少額で投資ができる	・最大 400 万円分の教育資金を非課税で運用することができる
	・投資のタイミングが自由	・いつでも引き出すことができる	・相続税対策として利用できる
	・投資可能商品の種類が豊富	・非課税枠を長期間利用できる	
	・ロールオーバーできる		
デメリット	・ロールオーバーする際は別途手続きが必要	・投資可能な商品が少ない	・口座開設者が 18 歳まで払い出し制限がある
	・手続きの面や、税制改正後の仕組みが複雑	・投資のタイミングが限定的（積み立て投資の開始時期しか選ぶことができない）	・18 歳以前に払い出しする際は、過去の利益に対して課税される
		・ロールオーバーができない	・口座開設後、金融機関の変更ができない

■2024 年新しい N I S A

ジュニア N I S A は利用者が少ないことから、当初の予定通り 2023 年末をもって制度自体が終了となります。原則としてジュニア N I S A 口座内のお金は、口座開設者が 18 歳になるまでは引き出すことはできませんが、2024 年以降はすべて払い出す場合には非課税で出すことができます。

また N I S A は 2 階建ての仕組みに変わります。一般 N I S A は 120 万の枠内であれば自由に投資できますが、新しい N I S A は、まず 20 万円の枠内で金融庁の基準を満たした投資信託（つみたて N I S A の対象商品）を選ぶ必要があります。その後に 102 万円の枠内で新しく対象となる金融商品を選びます。つまり上場株式だけ運用する場合は 120 万円から 102 万円に枠が減る形になります。

ただし、1 階から始めると、非課税枠は年間 122 万円、5 年間で 610 万円に増えることになります。

	一般 N I S A	新しい N I S A	
非課税期間	最長 5 年間	最長 5 年間	
非課税枠	年間 120 万円	年間合計 122 万円	
		1 階 20 万円	2 階 102 万円
対象商品	株式、E T F（上場投資信託）、投資信託を中心とした金融商品。国内の投資信託 6,000 種類以上、外国株式も含む	金融庁選定の投資信託（公募株式投資信託と E T F）→ つみたて N I S A の対象商品	上場株式・公募株式投資信託など



今月のブックマーク

「リベラルアーツ大学」

お金にまつわるお話のサイトです。貯める・増やす・稼ぐ・守る・使う。興味のある方は下記URLへ。

<https://liberaluni.com/>

早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ事業）

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により、多くの中小企業者等が売上の減少や借入の増大に直面しております。資金繰りの悪化等が生じ経営に支障が生じることを予防するために資金繰りの安定化を図りつつ、収益力の改善への取組を認定経営革新等支援機関が支援します。その費用について支援する制度です。

- 補助対象経費： 計画策定支援費用・伴走支援費用（期中・決算）
- 補助率： 3分の2以内
- 補助上限： 計画策定支援費用 15万円
伴走支援費用 期中 5万円
伴走支援費用 決算 5万円
- 対象者： 資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の取組を必要とする中小企業・小規模事業者で税理士やコンサルタント等認定支援機関の支援を受け早期経営改善計画を策定し金融機関へ提出することで今後の自己の経営を見直されたい方

TFGは認定支援機関です。ご遠慮なくご相談ください。

年末・年始 休業のお知らせ：令和4年12月30日～令和5年1月4日（5日より通常通り）

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFG M&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfgr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清